組合員ならびに組合員のご家族のみなさまへ

しんくみの標準傷害保険

2020年9月以降保険始期用

2024年5月改

団体傷害保険制度（標準傷害保険）

しんくみ ホッとプラン

基本プラン　基本プラン（弁護士費用補償）　こども傷害プラン

Shinkumi Bank
信用組合 しんくみ

ちかくにいるから、
チカラになれる。

1.当商品の引受保険会社は〈共栄火災海上保険株式会社〉です。
2.当商品は、預金保険制度の対象ではありません。
3.当商品は、預金と異なり元本の保証はありません。

しんくみホッとプランは〈標準傷害保険団体傷害保険制度〉の愛称です。

しんくみ ホッとプラン

基本プラン（傷害プラン）

ケガに備える傷害保険

「しんくみホッとプラン〈基本プラン〉」は、
お手頃な保険料で組合員ならびに組合員のご家族のみなさまに
確かな安心をご提供します。

基本プラン ご加入タイプ

補償項目	Aタイプ エコノミー	Bタイプ スタンダード	Cタイプ ワイド
傷害死亡保険金額	92.3万円	137.0万円	218.2万円
傷害後遺障害保険金額（脊柱後遺障害3級以上）	92.3万円	137.0万円	218.2万円
傷害入院保険金日額	2,400円	3,500円	4,800円
傷害通院保険金日額	1,800円	2,800円	3,600円
個人賠償責任保険金額（示談交渉サービス付帯）	1,000万円	3,000万円	1億円
年間保険料	12,460円	18,770円	24,920円

1 補償充実

- 24時間、国内･国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。
- 家庭の内外、仕事中、スポーツ中、買い物中、通勤･通学途上などのケガを補償します。
- ケガによる入院、通院は1日目から補償します。万一ケガによる入院･通院が長引いても1,000日まで補償します。
- 本人はもとより、お子さまやご家族の方が日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
  ※日本国内における賠償事故については、示談交渉サービス（示談代行）が受けられます。

2 手続き簡単

- 保険料は年齢･職業･性別を問わず一律です。
- ご加入の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご加入いただけます。
- 所定の年齢となるまで自動継続しますので、毎年のお手続きは不要です。

3 万全のサポート体制

- もしも事故が起こったら…
  すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。
  24時間365日 事故受付コールセンター
  通話料無料 0120-814-945
- 保険に関するお問い合わせについて
  契約内容･商品説明などは、下記にご連絡ください。
  通話料無料 0120-284-443
  平日9:00～18:00

ご加入いただける方

- しんくみホッとプランにご加入いただける方（ご加入者）は、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」および「個人組合員、法人組合員代表者の同居のご親族（信用組合に口座を開設していることが条件です。）」となります。また、被保険者（保険の補償を受けられる方）になれる方は、「ご加入者本人」および「ご加入者の同居のご親族、別居のお子さま、別居のご両親（信用組合口座開設の有無は問いません。）」となります。
- この保険に被保険者（保険の補償を受けられる方）としてご加入いただける方は、最初の保険期間の初日における年齢が満79歳以下の方に限ります。
- また、ご加入後にこの保険をご継続いただける方は、継続契約の保険期間の初日（9月1日）における年齢が満89歳以下の方に限ります。（保険期間の満了日において満90歳となった場合は、自動継続できません。）

※共栄火災の今後の傷害保険金のお支払状況等によって、加入できる上限年齢を引上げまたは引下げさせていただく場合があります。

こんなとき保険金をお支払いします

ケガをされたときの補償

傷害死亡保険金 **傷害後遺障害保険金** **傷害入院保険金** **傷害手術保険金** **傷害通院保険金**

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨（脊柱）に生じた後遺障害（脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害）に対しては、第3級以上（第1級～第3級）に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。（※）背骨（脊柱）以外に生じた後遺障害に対しては、第1級～第14級まで補償します。

傷害事故例

（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故※により被保険者（保険の補償を受けられる方）がケガをされたときに保険金をお支払いします。

交通事故によるケガ

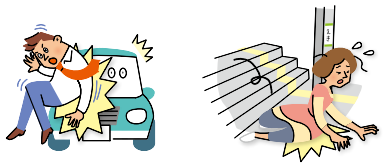

・車にはねられてケガをした。
・駅のホームの階段で転んでケガをした。

スポーツやレジャー中のケガ

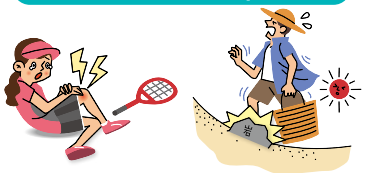

・テニスで転んで骨折した。
・海水浴に行ってケガをした。

旅行中のケガ

・海外旅行中にケガをした。
・ホテル火災でケガをした。

職場でのケガ

・荷物が倒れてケガをした。
・商品をバイクで配送中に転倒してケガをした。

家庭内のケガ

・料理中にヤケドをした。
・日曜大工でケガをした。

ごめんなさいで済まされないときの補償

個人賠償責任保険金（示談交渉サービス付帯）

日常生活上の賠償責任

事故例（個人賠償責任）

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

自転車で通行人にケガをさせてしまった。

飼犬が他人にかみついてケガをさせてしまった。

ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス（示談代行）の自動付帯

本サービスは、被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

サービス内容

○示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
○解決に向けた示談交渉（示談代行）※

※解決に向けた示談交渉は、被保険者（保険の補償を受けられる方）と被害者（相手方）の同意がある場合となります。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<左記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

しんくみホッとプラン"基本プラン"にご加入いただいたお客さまに専用ダイヤルサービスをご提供します。

あんしんダイヤル

専用の無料ダイヤルにお電話の上、「○○信組でしんくみホッとプランに加入している者です。」とお申し出いただきます。

健康・介護相談	健康づくり、病気、介護に関することや医療機関に関する相談・ご案内を行います。	365日24時間いつでも受付（注）専門医・栄養相談は予約になる場合もございます。
専門医相談	専門医(※)による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや近くに専門病院がない場合に有効です。（※）精神科、心療内科を除きます。	
栄養相談	栄養士が食生活の改善等に適切なアドバイスをいたします。	
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	毎週水曜日 10:00～17:00受付（祝日・年末年始を除く）
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週火・水・木曜日 10:00～17:00受付（祝日・年末年始を除く）

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証同封の案内チラシをご覧ください。
※2 法律・税務・年金相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。

しんくみ ホッとプラン

基本プラン（弁護士費用補償）

ケガに備える傷害保険に安心の弁護士費用をプラス

「しんくみホッとプラン〈基本プラン（弁護士費用補償）〉」は、お手頃な保険料で組合員ならびに組合員のご家族のみなさまに確かな安心をご提供します。さらにこのプランでは、「被害事故」、「人格権侵害」、「労働関連」、「借地・借家」、「離婚調停」、「遺産分割調停」に関するトラブルで必要となる弁護士への相談、委任するための費用を補償します。

基本プラン(弁護士費用補償) ご加入タイプ

補償項目		Lタイプ
弁護士委任費用	被害事故 人格権侵害 労働関連 借地・借家 離婚調停 遺産分割調停	300万円 （自己負担割合：弁護士委任にかかった費用の10%）
弁護士相談費用		10万円
傷害死亡保険金額		50万円
傷害後遺障害保険金額 （脊柱後遺障害3級以上）		50万円
傷害入院保険金日額		――
傷害通院保険金日額		――
個人賠償責任保険金額 （示談交渉サービス付帯）		1億円
年間保険料		13,150円

1 補償充実

- 被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが当事者となるトラブルについて、弁護士への相談、委任するための費用を補償します。（対象となるトラブルは、あらかじめ定めた6つのものに限定）
- 24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故でケガにより死亡、または後遺障害の状態となった場合に保険金をお支払いします。
- 本人はもとより、お子さまやご家族の方が日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※日本国内における賠償事故については、示談交渉サービス（示談代行）が受けられます。

2 手続き簡単

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご加入の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご加入いただけます。
- 所定の年齢となるまで自動継続しますので、毎年のお手続きは不要です。

3 万全のサポート体制

- もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日 事故受付コールセンター

通話料無料 0120-814-945

- 保険に関するお問い合わせについて

契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。

通話料無料 0120-284-443

平日9:00～18:00

ご加入いただける方

- しんくみホッとプランにご加入いただける方（ご加入者）は、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」および「個人組合員、法人組合員代表者の同居のご親族（信用組合に口座を開設していることが条件です。）」となります。また、被保険者（保険の補償を受けられる方）になれる方は、「ご加入者本人」および「ご加入者の同居のご親族、別居のお子さま、別居のご両親（信用組合口座開設の有無は問いません。）」となります。
- この保険に被保険者（保険の補償を受けられる方）としてご加入いただける方は、最初の保険期間の初日における年齢が満79歳以下の方に限ります。
- また、ご加入後にこの保険をご継続いただける方は、継続契約の保険期間の初日（9月1日）における年齢が満89歳以下の方に限ります。（保険期間の満了日において満90歳となった場合は、自動継続できません。）

※共栄火災の今後の傷害保険金のお支払状況等によって、加入できる上限年齢を引上げまたは引下げさせていただく場合があります。

しんくみホッとプラン“基本プラン（弁護士費用補償）”にご加入いただいたお客さまに専用ダイヤルサービスをご提供します。

あんしんダイヤル

専用の無料ダイヤルにお電話の上、「○○信組でしんくみホッとプランに加入している者です。」とお申し出いただきます。

健康・介護相談	健康づくり、病気、介護に関することや医療機関に関する相談・ご案内を行います。	365日24時間いつでも受付 （注）専門医・栄養相談は予約になる場合もございます。
専門医相談	専門医(※)による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや近くに専門病院がない場合に有効です。 （※）精神科、心療内科を除きます。	
栄養相談	栄養士が食生活の改善等に適切なアドバイスをいたします。	
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	毎週水曜日 10:00～17:00受付 （祝日・年末年始を除く）
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週火・水・木曜日 10:00～17:00受付 （祝日・年末年始を除く）

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証同封の案内チラシをご覧ください。
※2 法律・税務・年金相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。

こんなとき保険金をお支払いします

弁護士相談、委任費用に関する補償　弁護士費用補償

被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが当事者となる「被害事故」・「人格権侵害」・「労働関連」・「借地・借家」・「離婚調停」・「遺産分割調停」に関するトラブルについて弁護士への相談、委任するための費用を補償します。

（※）自動車・原動機付自転車の所有、使用もしくは管理に起因する被害事故は補償対象外となります。

（※）「人格権侵害」および「離婚調停」に関するトラブルは、ご加入初年度の保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が開始しますので、それより前にこれらの原因事実が発生していた場合には、保険金をお支払いできません。

保険金の種類

①弁護士委任費用保険金（自己負担割合10%）

弁護士へトラブル解決の委任を行うときに負担した費用（着手金等）に対して保険金をお支払いします。

被害事故事例

虚偽の説明で偽物の絵画を買わされたが、支払った金額を取り戻したい。

労働関連事例

職場の上司からパワハラを受けて体調を崩し、休職を余儀なくされた。慰謝料を請求したい。

離婚調停事例

配偶者が働かないことから離婚を申し入れたが、折り合いがつかず、離婚調停を行うことになった。

遺産分割調停事例

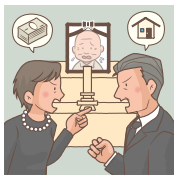

父親の遺産分割にあたり、兄弟間で話がまとまらず、遺産分割調停を行うことになった。

②弁護士相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した費用に対して保険金をお支払いします。

【自己負担1万円で30万円が取り戻せたケース】　少額被害事故でも安心して弁護士に相談できます。

歩道を歩いている時に、後ろから自転車に追突され、足を骨折して入院を余儀なくされた。治療費など30万円を加害者に損害賠償請求しているが、応じてくれない。弁護士に相談したいけど、費用が高そうだし・・・。

法律相談にかかった費用 **2万円**	＋	弁護士委任にかかった費用等（着手金3万円＋報酬金5万円＋実費等1万円＋訴訟費用1万円）**＝10万円**	＝	弁護士相談・委任にかかった費用 **12万円のうち**
弁護士相談費用保険金のお支払額 **2万円**		弁護士委任費用保険金のお支払額 10万円×（100%−10%*）**＝9万円**		**合計11万円** の保険金のお支払い

参　考

弁護士相談にかかる費用の相場は、1時間で1万円と言われています。また、弁護士に委任したときに負担する費用には、着手金のほかに、報酬金や手数料等も含まれますが、報酬金の相場は相手といくらで決着したかによって異なり、弁護士委任にかかる費用が高額になるケースもあります。

ケガをされたときの補償　傷害死亡保険金　傷害後遺障害保険金

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨（脊柱）に生じた後遺障害（脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害）に対しては、第3級以上（第1級～第3級）に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。
（※）背骨（脊柱）以外に生じた後遺障害に対しては、第1級～第14級まで補償します。

傷害死亡・傷害後遺障害の補償

日本国内・国外を問わず、さまざまな急激かつ偶然な外来の事故※によりケガをされ、死亡または後遺障害を負われたときに保険金をお支払いします。

「交通事故」、「スポーツやレジャー中」、「旅行中」、「職場」、「家庭内」などでの事故によるケガで死亡、または後遺障害の状態となったときに保険金をお支払いします。

ごめんなさいで済まされないときの補償　個人賠償責任保険金（示談交渉サービス付帯）　日常生活上の賠償責任

事故例（個人賠償責任）

日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。

自転車で通行人にケガをさせてしまった。

飼犬が他人にかみついてケガをさせてしまった。

ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス（示談代行）の自動付帯

本サービスは、被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

サービス内容
- ○示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
- ○解決に向けた示談交渉（示談代行）※

※解決に向けた示談交渉は、被保険者（保険の補償を受けられる方）と被害者（相手方）の同意がある場合となります。

※急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

- ○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- ○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- ○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

<左記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

しんくみ ホッとプラン

こども傷害プラン

ご契約例
- ご両親がお子さまのために
- 祖父母の方がお孫さんのために※

※同居されている場合に限ります。

ケガに備える傷害保険

「しんくみホッとプラン〈こども傷害プラン〉」は、組合員の方の大切なお子さまやお孫さんのために、もしもの時の安心をご提供します。

1 補償充実

いつでも!どこでも!

24時間、国内・国外を問わず、さまざまな事故によるケガを補償します。

長期の入院・通院も!

ケガによる入院・通院は1日目から補償します。万一ケガによる入院・通院が長引いても1,000日まで補償します。

犯罪事故も補償!

ひき逃げ、通り魔、ストーカーなどによる加害行為により死亡されたり、ケガをされた場合に補償します。

こども傷害プラン ご加入タイプ

補償項目	Fタイプ	Gタイプ
傷害死亡保険金額	126.1万円	74.9万円
傷害後遺障害保険金額（脊柱後遺障害3級以上）	126.1万円	74.9万円
傷害入院保険金日額	1,800円	1,800円
傷害通院保険金日額	1,500円	1,500円
被害事故補償保険金額	1,000万円	1,000万円
個人賠償責任保険金額（示談交渉サービス付帯）	—	1,000万円
年間保険料	11,390円	11,360円

お子さまのために特に必要な補償を用意しました。

他人に迷惑をかけたときも補償! Gタイプのみ

日常生活において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

※日本国内における賠償事故については、示談交渉サービス（示談代行）が受けられます。

＋ さらに充実！その1 熱中症の補償も!

＋ さらに充実！その2 学校管理下の食中毒の補償も!

2 手続き簡単

- 保険料は年齢・職業・性別を問わず一律です。
- ご加入の際の健康診断の受診や健康状態の告知は必要ありません。
- 保険料はご指定の口座から引き落としさせていただきますので、お申込み時に現金を用意することなくご加入いただけます。
- 所定の年齢となるまで自動継続しますので、毎年のお手続きは不要です。

3 万全のサポート体制

- もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店もしくは下記までご連絡ください。

24時間365日 事故受付コールセンター
通話料無料 0120-814-945

- 保険に関するお問い合わせについて

契約内容・商品説明などは、下記にご連絡ください。

通話料無料 0120-284-443
平日9:00～18:00

「こども傷害プラン」ご加入にあたって

しんくみホッとプランにご加入いただける方（ご加入者）は、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」および「個人組合員、法人組合員代表者の同居のご親族（信用組合に口座を開設していることが条件です。）」となります。

「被保険者※」になれる方（お子さま）

①ご加入者のお子さま、同居のお孫さま
②最初の保険期間の初日における年齢が満18歳以下の方
なお、継続契約の保険期間の初日（9月1日）における年齢が満21歳まで自動継続が可能です。

※保険の補償を受けられる方

こんなとき保険金をお支払いします

ケガをされたときの補償

傷害死亡保険金 | **傷害後遺障害保険金** | **傷害入院保険金** | **傷害手術保険金** | **傷害通院保険金**

脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約が付帯されます。

骨折などによって背骨（脊柱）に生じた後遺障害（脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害）に対しては、第3級以上（第1級～第3級）に該当した場合のみ、後遺障害保険金をお支払いする特約です。
（※）背骨（脊柱）以外に生じた後遺障害に対しては、第1級～第14級まで補償します。

傷害事故例

（死亡、後遺障害、入院、手術、通院）

24時間、国内・国外を問わず、家庭内、授業中、通学途上、部活中、旅行中など、日常生活中に起きるさまざまな偶然な事故によるケガを補償します。

交通事故によるケガ

・登校中、交通事故にあいケガをして後遺障害が残った。

スポーツやレジャー中のケガ

・スポーツ中、足を複雑骨折して手術を受けた。

遊んでいるときのケガ

・友達と遊んでいるときにブランコから落ちてケガをして通院した。

熱中症

・運動会の最中に熱中症になり、入院した。

食中毒

・学校で食中毒が発生して入院した。

さらに安心!

被害事故補償保険金

事故例

・通学中、駅で通り魔に襲われケガをした。

ごめんなさいで済まされないときの補償

個人賠償責任保険金（示談交渉サービス付帯）　日常生活上の賠償責任　Gタイプのみ

事故例

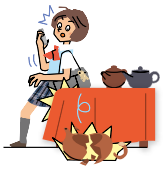

・買い物中にお店の商品を壊してしまった。

・自転車走行中に歩行者とぶつかりケガをさせてしまった。

・他人の家の窓ガラスを割ってしまった。

「個人賠償責任補償」への示談交渉サービス（示談代行）の自動付帯

本サービスは、被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わって、保険会社が、解決に向けた交渉を行うサービスとなります。なお、示談交渉サービスは国内の事故に限ります。

サービス内容
- ○示談交渉の進め方やその内容に関するご相談、示談書作成の援助等、示談交渉のお手伝い
- ○解決に向けた示談交渉（示談代行）※

※解決に向けた示談交渉は、被保険者（保険の補償を受けられる方）と被害者（相手方）の同意がある場合となります。

しんくみホッとプラン“こども傷害プラン”にご加入いただいたお客さまに専用ダイヤルサービスをご提供します。

あんしんダイヤル

専用の無料ダイヤルにお電話の上、「○○信組でしんくみホッとプランのこども傷害プランに加入している者です。」とお申し出いただきます。

こども健康相談	お子さまの健康に関し、専用ダイヤルにて専門スタッフが相談をお受けいたします。お子さまのケガや病気の相談、発育相談、育児の相談、医療機関のご案内（夜間救急を含みます。）をお受けいたします。	365日24時間いつでも受付 （注）専門医・栄養相談は予約になる場合もございます。
こども専門医相談	小児科、外科などの専門医※による相談をお受けいたします。セカンドオピニオンや、近くに専門病院がない場合に有効です。（※精神科、心療内科を除きます。）	
こども栄養相談	栄養士がお子さまの食育の相談、離乳食の相談などについて、適切なアドバイスをいたします。	
法律相談	法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。	毎週水曜日 10:00～17:00受付 （祝日・年末年始を除く）
税務相談	税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。	
年金相談	公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。	毎週火・水・木曜日 10:00～17:00受付 （祝日・年末年始を除く）

※1 サービス利用の無料ダイヤル番号は、ご加入後にお届けする加入者証同封の案内チラシをご覧ください。
※2 法律・税務・年金相談は、当日10時より先着順で予約受付を行っています。

補償の概要　基本プラン　基本プラン（弁護士費用補償）　こども傷害プラン

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害保険金	傷害死亡保険金	被保険者（※1）が急激かつ偶然な外来の事故（※2）によりケガ（※3）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	**傷害死亡保険金額の全額** **（注）**すでに支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金	被保険者（※1）が急激かつ偶然な外来の事故（※2）によりケガ（※3）をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に所定の後遺障害が生じた場合 脊柱の変形等に関する後遺障害等級限定（第3級以上）補償特約が付帯されます。	骨折などによって背骨（脊柱）に生じた後遺障害（脊柱の変形障害、脊柱の運動障害または神経系統の障害）について、お支払いする後遺障害保険金を**後遺障害等級表の第1級～第3級に該当する場合に限定し、等級に応じて死亡・傷害後遺障害保険金額の78%～100%**をお支払いします。なお、背骨（脊柱）以外に後遺障害が生じた場合は、**後遺障害等級表の等級（第1級～第14級まで）に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%**をお支払いします。
	傷害入院保険金	被保険者（※1）が急激かつ偶然な外来の事故（※2）によりケガ（※3）をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に入院された場合	**傷害入院保険金日額×入院日数** **（注1）**事故の日からその日を含めて1,000日を経過した後の入院に対しては、傷害入院保険金をお支払いできません。 **（注2）**傷害入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。
	傷害手術保険金	被保険者（※1）が急激かつ偶然な外来の事故（※2）によりケガ（※3）をされ、その治療のため、事故の日からその日を含めて1,000日以内に病院または診療所において手術（※4）を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 **傷害入院保険金日額×10** ②上記①以外の手術の場合 **傷害入院保険金日額×5** ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて1,000日以内の手術1回に限ります。 **（注）**事故により被った傷害を直接の結果として入院している間をいいます。
	傷害通院保険金	被保険者（※1）が急激かつ偶然な外来の事故（※2）によりケガ（※3）をされ、事故の日からその日を含めて1,000日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。	**傷害通院保険金日額×通院日数** **<90日限度>** **（注1）**傷害入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、保険金をお支払いできません。 **（注2）**傷害通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、傷害通院保険金は重複してはお支払いできません。 **（注3）**通院しない場合においても、骨折等のケガをされた所定の部位（※5）を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（※6）を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

※"こども傷害プラン"は、「熱中症補償特約」および「食中毒補償特約」をセットしていますので、上記の各傷害保険金の支払事由に加えて、次の場合も保険金をお支払いします。
①被保険者が偶然な外来による日射または熱射によって身体の障害を被った場合
②学校管理下において、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した結果生ずる細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を被った場合

保険金をお支払いできない主な場合

- ご加入者、被保険者（※1）、保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- 自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- 戦争、内乱、暴動などによるケガ（※7）
- 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング、フリークライミング（登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。）、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦（ただし、職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
- 自動車・オートバイ・モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※8）のないもの
- プロボクサー等の危険な職業に従事している間に被ったケガ

など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
Lタイプ 弁護士相談費用・弁護士委任費用保険金	被保険者（※1）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※9）が当事者となる、保険期間中に原因事実（※10）が発生した次の①～③のいずれかに該当する紛争（※11）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金請求権者（※12）に保険金をお支払いします。 ①被害事故(*1)に関する紛争 ②人格権侵害に関する紛争(*2) ③借地または借家に関する紛争 （*1）財物の盗難または詐取等にあったことによる被害事故の場合、警察への届出を行ったものに限ります。 （*2）警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できる紛争に限ります。	**1つの弁護士相談につき、弁護士相談費用の額**を、弁護士相談費用保険金としてお支払いします。また、**1つの弁護士への委任につき、所定の算出方法により算出した弁護士委任費用**（着手金、報酬金、手数料、調停等の手続きに要する費用および諸経費（※13）の他、裁判所またはあっせん・仲裁機関に対して要した費用）**の額から、自己負担**（費用の合計の10%に相当する額）**を差し引いた額**（※14）を、弁護士委任費用保険金としてお支払いします。 （注1）保険期間を通じ、弁護士相談費用保険金額および弁護士委任費用保険金額をもって限度とします。 （注2）弁護士に相談または委任をされる場合は、事前に共栄火災に書面にて通知し、承認を得る必要があります。なお、お支払いする弁護士相談費用または弁護士委任費用は、事前に共栄火災が同意した額が限度となります。 （注3）同一の紛争に起因して行われた一連の弁護士相談または弁護士への委任は、弁護士相談もしくは弁護士への委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士相談または弁護士への委任とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士相談または弁護士への委任が行われた時に、一連の弁護士相談または弁護士への委任が行われたこととします。 （注4）他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ○この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 保険金の額 ＝ 損害の額(*) － 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額 （*）損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に自己負担割合および免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い自己負担割合および免責金額を適用した額とします。	●保険契約者、被保険者（※1）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※9）の故意、重大な過失または契約違反による紛争 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる紛争（ただし、自殺行為については、保険金の支払対象となる紛争の原因事実によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合は保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による紛争 ●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変色、ひび割れ、虫食い等による紛争（ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合は保険金の支払対象となります。） ●職務遂行に関する紛争（ただし、「労働に関する紛争の追加補償特約」をセットする場合は同特約による保険金の支払対象となります。） ●職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に関する紛争 ●被保険者（※1）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※9）とその親族間で発生した紛争（ただし、「親族間紛争（離婚調停等・遺産分割調停等）の追加補償特約」をセットする場合は同特約による保険金の支払対象となります。） ●以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」 ・医師などによる診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ・あんま、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復その他これらに類似のもの ・法令により医師などに限り認められている医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ・身体の美容または整形 ●以下の事由に該当する「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」 ・環境汚染 ・騒音、振動、悪臭、日照不足など ・電磁波障害 など ●自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した「被害事故に関する紛争」 ●債務整理に関する紛争および金銭消費貸借契約に関する紛争（ただし、詐取による「被害事故に関する紛争」に該当する場合は保険金の支払対象となります。） ●被保険者（※1）の行為に起因して発生したことが明らかに認められる「離婚調停等に関する紛争」 ●保険契約または共済契約に関する紛争（ただし、「親族間紛争（離婚調停等・遺産分割調停等）の追加補償特約」をセットする場合は同特約による保険金の支払対象となります。） など
（親族間紛争（離婚調停等・遺産分割調停等）の追加補償）	被保険者（※1）が当事者となる、保険期間中に原因事実（※10）が発生した次の①・②のいずれかに該当する紛争（※11）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。ただし、被保険者が負担した、調停等に要した費用に限ります。 ①離婚調停等に関する紛争 ②遺産分割調停等に関する紛争 （注）この追加補償の保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降に可能となります。		
（労働に関する紛争の追加補償）	被保険者（※1）または被保険者を親権者とする未婚のお子さま（※9）が当事者となる、保険期間中に原因事実が発生した次に該当する紛争（※11）について、保険期間中に弁護士に相談または委任する場合に、その費用を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払いします。 ○労働に関する紛争 （注）職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛を原因事実とする紛争は、警察等の公的機関もしくは企業等の相談窓口等への届出の事実を客観的に証明できるものに限ります。		

「弁護士費用補償」にご加入いただく際のご注意

被保険者ご本人やそのご家族の方が、他にも「弁護士相談費用保険金」、「弁護士委任費用保険金」をお支払いする保険契約等にご加入されている場合、補償が重複します。補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

①事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。

②ご契約に複数加入されていると、まとめて加入いただく場合よりも、保険料の合計が高くなることがあります。

ご契約に際しては、他に加入されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
被害事故補償保険金（こども傷害プラン）	被保険者（※1）が人の生命または身体を害する意図を持って行われた行為やひき逃げにより死傷された場合	**所定の方法により算定した、被保険者（※1）またはその父母、配偶者もしくはお子さまが被る損害額（治療費・逸失利益・精神的損害など）** （注1）1回の事故につき、被害事故補償保険金額が限度となります。 （注2）賠償義務者から取得した損害賠償金、各種法令等に基づく給付金または他の保険契約等から支払われた保険金または共済金がある場合には、その合計額を損害額から差し引きます。 （注3）上記（注2）のほか、損害を補償するために支払われる保険金、共済金、その他の給付ですでに取得したものがある場合には、その取得した給付額または評価額を損害額から差し引きます。	●被保険者（※1）の故意または重大な過失 ●闘争行為や自殺・犯罪行為によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ●核燃料物質の有毒な特性などによるケガ ●戦争、内乱、暴動などによる事故（※7） ●被保険者（※1）の親族による加害行為 ●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（※8）のないもの ●被保険者（※1）に対する刑の執行 など
個人賠償責任保険金（賠償事故解決特約付帯）A・B・C・G・Lタイプ	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ○被保険者（※1）ご本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者（※1）の日常生活に起因する偶然な事故	**損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。** （注1）損害賠償金は、1回の事故につき、個人賠償責任保険金額が限度となります。 （注2）損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ保険会社にご相談ください。 （注3）他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ○この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ○次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 保険金の額 ＝ 損害の額 － 他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額 （注4）訴訟費用等は損害賠償金が個人賠償責任保険金額を上回る場合には個人賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	●ご加入者、被保険者（※1）の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任（※7） ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（被保険者（※1）がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象となります。） ●被保険者（※1）と同居する親族に対する損害賠償責任 ●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者（※1）ご本人が居住する住宅以外の不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

「個人賠償責任補償」をセットされたプランにご加入いただく際のご注意

被保険者ご本人やそのご家族の方が、他にも「個人賠償責任保険金」をお支払いする保険契約等にご加入されている場合、補償が重複します。補償が重複した場合、お客さまに以下のようなデメリットが生じます。

①事故が生じたときには、それぞれの保険金額を合計した額まで補償されますが、必要な補償額を超えている可能性があります。

②ご契約に複数加入されていると、まとめて加入いただく場合よりも、保険料の合計が高くなることがあります。

ご契約に際しては、他に加入されている保険契約等の補償内容も併せてご確認ください。

傷害保険金について

すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、左記記載にかかわらず、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。

（※1）被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲は下表のとおりです。
続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

被保険者の範囲	ご本人*1	配偶者	その他のご親族*2
下記以外	○	ー	ー
個人賠償責任保険金*3	○	○	○

＊1 加入者証記載の被保険者の方をいいます。
＊2 ご本人またはその配偶者の「同居のご親族および別居の未婚のお子さま」をいいます。
＊3 被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含みます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

（注1）「親族」とは、ご本人または配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注2）「同居」とは、生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。

同居となる場合の例
・同一敷地内の別棟（台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。）に住んでいる場合
・病院に一時的に入院されている場合　など

同居とならない場合の例
・単身赴任、海外赴任している場合
・介護施設に永続的に入院されている場合　など

（※2）急激かつ偶然な外来の事故とは…下記3項目を全て満たす場合をいいます。

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性＝身体の外部からの作用によるもの

＜上記3項目に該当しない例＞
日焼け、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。

（注）すでに存在していた身体の障害や病気（骨粗しょう症を含みます。）の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金（保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。）をお支払いします。（ケガの原因が病気のみに起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。）

（※3）「ケガ」には、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒やウイルス性食中毒は含みません。（“こども傷害プラン”については、学校管理下において生じた細菌性食中毒またはウイルス性食中毒は補償の対象となります。）

（※4）対象となる手術は以下のとおりです。
■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。
■先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

（※5）所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨（ろっこつ）、胸骨等の約款に記載の部位をいいます。

（※6）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨（ろっこつ）固定帯、サポーター等は含みません。

（※7）条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガまたは損害賠償責任は補償の対象となります。

（※8）医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

（※9）「被保険者を親権者とする未婚のお子さま」とは、被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚のお子さまをいいます。ただし、被保険者との続柄は、原因事実発生時におけるものをいいます。

（※10）「人格権侵害に関する紛争」および「離婚調停等に関する紛争」については、原因事実が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までに発生した場合、保険金をお支払いできません。

（※11）日本の国内法に基づき解決する紛争に関するものに限ります。

（※12）「保険金請求権者」とは、紛争の当事者である被保険者をいいます。なお、「被害事故に関する紛争」または「人格権侵害に関する紛争」における原因事実によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士相談または弁護士への委任を行う者を含みます。

（※13）「諸経費」とは、弁護士が、依頼者に対して着手金および報酬金等とは別に請求する郵便切手代等の発送費用、収入印紙代、謄写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用およびその他委任事務処理に要する費用をいいます。ただし、保証金、保管料、供託金およびこれらに類する費用を含みません。

（※14）［お支払いする弁護士委任費用保険金の額］＝
［弁護士委任費用の額］×（［100%］－［自己負担割合10%］）
となります。

しんくみ ホッとプラン

基本プラン　こども傷害プラン

随時加入OK!

「しんくみホッとプラン（基本プラン・こども傷害プラン）」は一般社団法人 全国信用組合中央協会を保険契約者とし、9月1日から翌年9月1日までを保険期間とする団体傷害保険契約です。ご加入者ごとの補償期間は、それぞれ右記の通りです。

①8月31日までに加入お申込みの場合は、9月1日から翌年9月1日まで

②9月1日以降に中途加入でお申込みの場合は、加入申込日の翌月1日（毎月末日加入締切り）から、翌9月1日まで（※）

（※）1年未満の補償期間となりますので、加入保険料は年間保険料を補償期間月数で月割りした金額となります。なお、翌9月1日以降は自動継続により補償期間は1年間となります。

8月31日までにお申込みの場合
補償期間 **9月1日～翌年9月1日**

補償期間 → 自動継続

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月

中途加入申込 12/15

12月15日にお申込みの場合
補償期間 **1月1日～9月1日**

補償期間 → 自動継続

手続き簡単

保険料のお支払いは、便利な口座振替ですのでお申込時に現金を用意することなく、ご加入いただけます。

例①

補償期間が9月1日から翌年9月1日までの1年間の場合（8月31日までに加入お申込みの場合） ⇒ **年間保険料を11月26日♠に口座振替**

お申込日 8/20　補償開始日 9/1　（年間保険料）保険料口座振替日 11/26♠　自動継続更新日 翌年9/1　（年間保険料）継続保険料口座振替日 翌年11/26♠

加入依頼書をいただくだけ　この期間は保険料が引き落としになる前でも保険は有効です。（※）

♠金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

（※）左記例では、万一、11月26日♠に保険料が引き落としできなかった場合でも、翌月の12月26日♠に口座振替再請求を行います。万一、口座振替再請求でも保険料が引き落としできなかった場合は、**9月1日にさかのぼって契約が不成立となり保険金をお支払いできません**のでご注意ください。

例②

補償期間が翌9月1日まで1年未満の場合（9月1日以降に中途加入でお申込みの場合） ⇒ **年間保険料を月割りした保険料を補償開始日の翌々月26日♠に口座振替**

お申込日 12/15　補償開始日 1/1　（短期分月割保険料）保険料口座振替日 3/26♠　自動継続更新日 翌9/1　（年間保険料）継続保険料口座振替日 翌11/26♠

加入依頼書をいただくだけ　この期間は保険料が引き落としになる前でも保険は有効です。（※）

♠金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

（※）左記例では、万一、3月26日♠に保険料が引き落としできなかった場合でも、翌月の4月26日♠に口座振替再請求を行います。万一、口座振替再請求でも保険料が引き落としできなかった場合は、**1月1日にさかのぼって契約が不成立となり保険金をお支払いできません**のでご注意ください。

自動継続について

「しんくみホッとプラン」は満期日である9月1日をもって、原則として満期日の加入内容（※）で毎年自動的に契約が継続されます。継続保険料は毎年11月26日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）にご加入時にご指定いただきました預金口座から自動的に引き落としさせていただきますので更新手続きの手間はありません。

（※）引受保険会社が普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を保険期間の初日（始期日）とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることがあります。

ご加入いただくお客さまへ

重要事項説明書（団体契約用）

- この書面では、標準傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いします。
- ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。

契約概要 → 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、パンフレットや普通保険約款・特約をご参照ください。ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

1 ご加入前におけるご確認事項

(1) 団体契約の仕組み

この保険契約は、「一般社団法人全国信用組合中央協会」（以下「全信中協」といいます。）を保険契約者、信用組合の「個人組合員、法人組合員代表者」および「個人組合員、法人組合員代表者の同居の親族（信用組合に口座を開設していることが条件）」をご加入者、「ご加入者本人」および「ご加入者の同居のご親族、別居のお子さま、別居のご両親（信用組合口座開設の有無は問いません。）」を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とし、9月1日から翌年9月1日までを保険期間とする団体契約です。
ご加入者が負担される保険料につきましては、全信中協が各ご加入者からのご負担額をとりまとめ、全信中協から一括してお支払いいただくことになります。

(2) 商品の仕組み 契約概要

この保険は次のような場合に保険金をお支払いします。

- 様々な急激かつ偶然な外来の事故※1により、被保険者がケガをされたとき
- 被保険者の日常生活における偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負担されたとき（A・B・C・L・Gタイプ）
- ひき逃げ、通り魔、ストーカーなどによる加害行為により、死亡させたりケガをされたとき（F・Gタイプ）
- 被保険者または被保険者を親権者とする未婚のお子さまが、保険期間中に発生した原因事実による下記のいずれかに該当するトラブル※2について、保険期間中に弁護士に相談または委任する費用に対して保険金をお支払いします。（Lタイプ）
  ①被害事故 ②人格権侵害 ③借地・借家 ④離婚調停等 ⑤遺産分割調停等 ⑥労働

※1「急激かつ偶然な外来の事故」については⑩ページ『補償の概要』の（※2）をご参照ください。
※2④と⑤のトラブルの当事者は被保険者に限ります。

(3) 被保険者の範囲 契約概要

被保険者の範囲はパンフレットでご確認ください。

(4) 基本となる補償内容 契約概要 注意喚起情報

①保険金をお支払いする場合
⑦～⑩ページ『補償の概要』の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

②保険金をお支払いできない主な場合
⑦～⑩ページ『補償の概要』の「保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

(5) 補償重複に関するご注意 注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、補償内容が同様のご契約（傷害保険以外の保険にセットされる特約や共栄火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。(注)

（注）1保険のみに特約等をセットした場合、保険を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約等の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約（補償）＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
賠償責任補償	積立家族傷害保険 賠償責任補償特約
被害事故補償	家族傷害保険 被害事故補償特約
弁護士相談・委任費用補償	標準傷害保険 弁護士費用等補償特約

(6) 保険金額の設定等 契約概要

①保険金額の設定にあたっては、次のa.～c.にご注意ください。
a. お客さまが実際に契約する保険金額については、パンフレットでご確認ください。
b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。被保険者の年齢・年収などに照らして適正な額となるように設定してください。
c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

②被保険者の年齢によって、ご加入をお断りさせていただく場合や保険金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

次ページに続く

(7) 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

①保険期間（保険のご契約期間）は、9月1日から翌年9月1日までの1年間となります。

②保険始期日の9月1日以外の日から中途加入される場合、補償開始日（中途加入日）は通常中途加入を受け付けた日の翌月1日となりますので、保険期間はその日から翌9月1日までの期間となります。

③補償終了日前の7月25日（土･日曜日の場合は、翌営業日）までに脱退のお申し出がない限り、自動的に保険期間（保険のご契約期間）を1年間として毎年自動継続を行います。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

(8) 保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は選択されるご加入タイプにより決定されます。中途で加入される方は、年間保険料を補償開始日から翌9月1日までの補償期間月数で月割りした保険料となります。実際にご加入いただくお客さまの保険料はパンフレットでご確認ください。

(9) 保険料の払込方法等 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、一時払で、各信用組合で開設している預金口座から引き落とします。

(10) 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金･契約者配当金はありません。

2 ご加入時におけるご確認事項

(1) 告知義務 注意喚起情報 （加入依頼（申込）書の記載上の注意事項）

告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共栄火災が告知を求めるもので、加入依頼（申込）書において★印がついている項目のことです。この項目が事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の記載内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○被保険者の職業･職種

○同種の危険を補償する他の保険契約等に関する情報

(2) クーリングオフ 注意喚起情報

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とする保険はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入内容を十分にご確認ください。

(3) 死亡保険金受取人 注意喚起情報

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 ご加入後におけるご確認事項

(1) 脱退時の返れい金 契約概要 注意喚起情報

団体契約から脱退する場合、保険は終了となります。パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

■ご注意いただく事項

○団体契約からの脱退に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返れい金として返還します。

○始期日から脱退日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

(2) 被保険者からの解約 注意喚起情報

被保険者がご加入者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険会社破綻時等の取扱い 注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

(2) 個人情報の取扱い 注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災および共栄火災のグループ会社が、この保険契約以外の商品･各種サービスのご案内･ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品･各種サービスのご案内のために利用することがあります（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求･支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知･報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは、共栄火災ホームページをご覧ください。
https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html

(3) 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

①保険金を支払わせることを目的としてケガ等を生じさせ、または生じさせようとしたこと

②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと

③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること

⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(4) ご加入の継続について

保険金請求状況や年齢などによっては、保険期間終了後、継続してご加入できないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(5) 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、すみやかに取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款･特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

指定紛争解決機関 注意喚起情報

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 通話料有料 **0570-022-808** [受付時間] 平日9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

お申込みいただいた後には…

●ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください《代理請求制度について》

この保険では、被保険者（保険の補償を受けられる方）が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がいない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居または生計を共にする配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の代理請求人として保険金を請求することができます。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いします。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情について

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、下記までご連絡ください。

通話料無料 **0120-284-443**

受付時間 平日9:00～18:00

もしも事故が起こったら

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日受付 **事故受付コールセンター**

通話料無料 **0120-814-945**

ご注意

- 「しんくみホッとプラン」は、標準傷害保険団体傷害保険制度の愛称です。
- このパンフレットは標準傷害保険の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
- 標準傷害保険は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。
- この団体傷害保険契約への加入お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。

〈引受保険会社〉

共栄火災海上保険株式会社

本社／〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ　https://www.kyoeikasai.co.jp/

〈取扱代理店〉

NC110001（'24.05改）M
24-0403（2024年5月作成）